

# 奥出雲町新エネルギー機器等導入促進事業奨励金実施要領

〔平成23年4月1日〕  
〔奥出雲町訓令第5号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、奥出雲町新エネルギー機器等導入促進事業奨励金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第15条の規定に基づき、新エネルギー機器等導入促進奨励金(以下「奨励金」という。)の交付手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象設備の範囲及び奨励金の算定額)

第2条 町長は、交付要綱第3条に定める太陽光発電システムに係る対象設備のうち、モニターを設置しなければ太陽光発電システムが正常に稼働しない場合に限って、当該モニターについても対象設備とすることができる。

2 奨励金の額の算定にあたっては、他の補助金や寄附金、その他収入金がある場合は、対象経費からこれらの額を控除した額とする。

(工事着工日等)

第3条 住宅等への太陽光発電システム等の設置に係る工事着工日(以下「工事着工日」という。)又は太陽光発電システム等を設置した建売住宅の購入における引渡し日(以下「引渡し日」という。)は、交付決定を受けた日の属する年度とし、原則として交付要綱第5条による交付決定通知書に記載された通知年月日以後とする。

(手続代行者)

第4条 奨励金の交付申請を行う者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる手続きについて、対象設備を販売する者に手続きの代行を行わせることができる。

- (1) 交付要綱第4条に規定する奨励金交付申請書の提出
- (2) 交付要綱第6条第1項に規定する奨励金変更交付申請書の提出
- (3) 交付要綱第6条第2項に規定する奨励金中止承諾申請書の提出
- (4) 交付要綱第7条に規定する奨励金実績報告書の提出

2 申請者は、前項の手続きの代行を行う者(以下「手続代行者」という。)となり得る者が複数いるときは、そのうちの1人を手続代行者に定めなければならない。

3 手続代行者は、第1項の規定により申請者から請負った手続きの代行について、

その手続きが完了するまで誠意をもって遂行しなければならない。

4 手続代行者は、手続きの代行業務遂行上知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従い適切に取扱わなければならない。

5 町は、手続代行者が第1項に規定する手続きについて、不正な手段により行った疑いがある場合には、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、町が定める期間手続きの代行を認めないことができる。

（申請の受付）

第5条 申請の受付は、毎年度4月1日から開始し、予算の範囲において先着順とする。

2 申請された対象設備の奨励金の額の算定額が予算の範囲を超えた場合には、超えた日をもって受付を終了する。

3 奨励金の額の算定額が予算の範囲を超えた日の申請書については、抽選により当日の申請資格者を決定する。

（申請の資格）

第6条 対象設備のうち、太陽光発電システム及びLED照明機器を設置しようとする者は、次の各号の要件を具備しなければならない。

(1) 申請受付開始日以後に奨励金交付申請書を提出できること。

(2) 既存住宅への対象設備の設置及び新築住宅への設置については、交付決定を受けた日の属する年度の3月20日までに工事を完了し、太陽光発電システムについては同日までに電力会社と電力需給を開始することができる者であること。

(3) 建売住宅については、交付決定を受けた日の属する年度の3月20日までに引渡しを受けることができ、太陽光発電システムについては同日までに電力会社と電力需給を開始することができる者であること。

（書類の提出）

第7条 交付要綱により町長に提出する書類の部数は各1部とし、町長が指定する課室（以下「受付窓口」という。）へ提出するものとする。

（申請方法）

第8条 申請者は、交付要綱第4条第1項の規定により、次の各号に定める必要書

類を調整し、必要に応じ奨励金交付申請書と同時に提出しなければならない。

(1) 申請者は、交付要綱第4条第1項第1号の規定により提出する工事請負契約書の写し又は売買契約書の写しに、次に掲げる内容が記載されていない場合には、工事請負契約書の写しについてはアからウまで、売買契約書の写しについてはイからエまでに掲げる事項を記載した新エネルギー機器等導入に関する工事内訳書（様式第1号）を提出しなければならない。

ア 対象設備に限定した工事着工予定日及び工事完了予定日

イ 太陽光発電システムについての対象経費金額

ウ その他の設備についての対象経費金額

エ 建売住宅引渡し予定日

(2) 申請者が自己で対象設備の設置工事等を行う場合には、工事等に係る申立書（様式第2号）

(3) 太陽光発電システムを除く対象設備を設置する場合には、導入予定の対象設備の仕様等が確認できるカタログ等

(4) 導入予定の対象設備が未使用品（中古品でないこと）であることの証明書（様式第3号）

(5) 町税及び町に対する債務の滞納がないことを調査するための同意書（様式第4号）

(6) 自己の所有ではない建物に対象設備を設置する場合には、所有者の承諾書（様式第5号）

(7) 自己の所有する建物に対象設備を設置する場合には、発行後3月以内の所有を証明する登記簿謄本

(8) 口座振替申出書（様式第6号）

(9) 他の補助金の交付を受けている場合及び寄附金等他の収入がある場合には、その内容と額がわかる書類

2 申請は、申請者本人又は手続代行者が奨励金交付申請書及び前項各号に定める必要書類等を受付窓口に郵送又は直接提出しなければならない。

3 町は、奨励金交付申請書に記載された内容が交付要綱及び実施要領で定める要件に適合しないと認める場合には、奨励金交付申請書を不受理とし、申請者に通知するものとする。

4 変更交付決定の通知年月日以前に工事を着手する必要がある場合には、事前に

町長の指示を受け、承認を得なければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 事業者は、実績報告書に必要な応じて次の各号に定める書類等を添付して受付窓口提出しなければならない。

- (1) 発行後3月以内の事業者本人の住民票
- (2) 太陽光発電システムについては、対象設備のモジュールすべての設置状況が確認できるカラー写真
- (3) 前号の規定により添付する書類について、すべての枚数が確認できない特別な事由がある場合には設置状況が確認できる設備配置図
- (4) その他太陽光発電システムを除く対象設備については、器具等が確実に設置されていることが確認できる近景及び遠景のカラー写真
- (5) 事業者が対象経費を支払っていることが証明できる対象設備の設置に係る領収書の写し
- (6) 前号の領収書に記載されている額が、対象外経費を含んでいる場合には、新エネルギー機器等導入に関する領収書内訳書(様式第7号)
- (7) 事業者と電力会社との電力受給契約の内容が分かる書類(工事着工日又は建物引渡し日以後で電力会社の発行する契約を証明する書類の写し)
- (8) 建売物件の場合は、建築確認済証の写し及び太陽光発電付き建売住宅が確認できる立面図

2 事業者は、前項の規定により提出する実績報告書がやむを得ない理由等により工事完了日から起算して30日を超え奨励金の交付決定を受けた日の属する年度の3月30日までに提出できない場合は、新エネルギー機器等導入促進事業実績報告書遅延届(様式第8号)を提出しなければならない。

3 実績報告書の二酸化炭素排出削減量は、別表に掲げる算定方法により記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

二酸化炭素排出削減量	① 太陽光発電	次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。（小数点2桁未満切り捨て） 前提条件 ・公称出力1kWあたりの発電量を1,027kWhとする。 ・発電量1kWhあたりの二酸化炭素排出係数を0.555kg-CO <sub>2</sub> とする。	
		. kW×1,027kWh×0.555kg-CO <sub>2</sub> =	. kg-CO <sub>2</sub>
	② その他設備	ペレットストーブ 次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。（小数点2桁未満切り捨て） 前提条件 ・木質ペレット1kgあたりの発熱量を17.2MJとする。 ・ペレットストーブ1台あたりの木質ペレットの年間使用量を1,000kgとする。 ・二酸化炭素排出係数を0.0189kg-C/MJとする。	
		台×1,000kg×17.2MJ×0.0189kg-CO <sub>2</sub> ×44÷12=	. kg-CO <sub>2</sub>
	② その他設備	薪ストーブ 次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。（小数点2桁未満切り捨て） 前提条件 ・薪1kg（含水率50%）あたりの発熱量を12MJとする。 ・薪ストーブ1台あたりの薪の年間使用量を1,000kgとする。 ・二酸化炭素排出係数0.0189kg-C/MJとする。	
		台×1,000kg×12.0MJ×0.0189kg-CO <sub>2</sub> ×44÷12=	. kg-CO <sub>2</sub>
② その他設備	LED照明機器 次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。（小数点2桁未満切り捨て） 前提条件 ・白熱灯照明機器（又は蛍光灯照明機械とLED照明機器との消費電力の差により二酸化炭素排出削減量を求める。 ・消費電力1kWhあたりの二酸化炭素削減係数を0.555kg-CO <sub>2</sub> とする。 ※機器の種類が複数ある場合は、下記計算を別々に行って合計する。 ※新設の間合いは、当該LED照明機器と同等の明るさを持つ白熱灯照明機器（又は蛍光灯照明機器）との消費電力の差により二酸化炭素排出削減を求める。		
	( Wh - Wh ) × 台 ÷ 1,000 × 0.555kg-CO <sub>2</sub> =	. kg-CO <sub>2</sub>	

	<p>火鉢及び暖炉 次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。(小数点2桁未満切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木炭1kgあたりの発熱量を30.5MJとする。</li> <li>・火鉢及び暖炉1台あたりの木炭の年間使用量を1,000kgとする。</li> <li>・二酸化炭素排出係数0.0189kg-C/MJとする。</li> </ul>	$\text{台} \times 1,000\text{kg} \times 30.5\text{MJ} \times 0.0189\text{kg-CO}_2 \times 44 \div 12 =$ . kg-CO2	
	<p>その他木質ペレット、薪、木炭、練炭を燃料として使用する設計及び仕様である住宅等設備 次の計算式により二酸化炭素排出削減量を求める。(小数点2桁未満切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレット1kgあたりの発熱量を17.2MJ、薪1kg(含水率50%)あたりの発熱量を12MJ、木炭・練炭1kgあたりの発熱量を30.5MJとする。</li> <li>・その他木質ペレット、薪、木炭、練炭を燃料として使用する設計及び仕様である住宅等設備1台あたりの木炭の年間使用量を1,000kgとする。</li> <li>・炭素排出係数0.0189kg-C/MJとする。</li> </ul>	$\text{台} \times 1,000\text{kg} \times \quad \text{MJ} \times 0.0189\text{kg-CO}_2 \times 44 \div 12 =$ . kg-CO2	
	<p style="text-align: center;">合計 (①+②)</p>		. kg-CO2